

内閣府における被災者支援の実施状況

令和7年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

令和8年3月

内閣府政策統括官（防災担当）付避難支援担当参事官室

本日本話すること

- ①まず、災害対策基本法・災害救助法についてです
- ②避難所等での避難生活の質の確保に取り組んでいます
～「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ～
- ③災害ケースマネジメントをすることで災害関連死を防いでいきたいと思います
- ④個別避難計画の作成を進めましょう
～防災部局と連携して、まずは作ってみましょう
（だんだんと良いものにしていきたいと思います）～

①まず災害対策基本法・災害救助法
についてです



災害対策基本法の概要

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する理念・責務

- 災害対策の基本理念 — 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 — 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 — 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織—総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、特定・非常・緊急災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画—計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地区防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前作成
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準
- 広域避難、物資輸送の枠組み
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 ⇒ 政府の方針（対処基本方針）の閣議決定
- 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動等）

災害救助法（昭和22年10月法律第118号）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

- 「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。
- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る**ことを目的としている。

1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。（法第2条第1項）
- ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

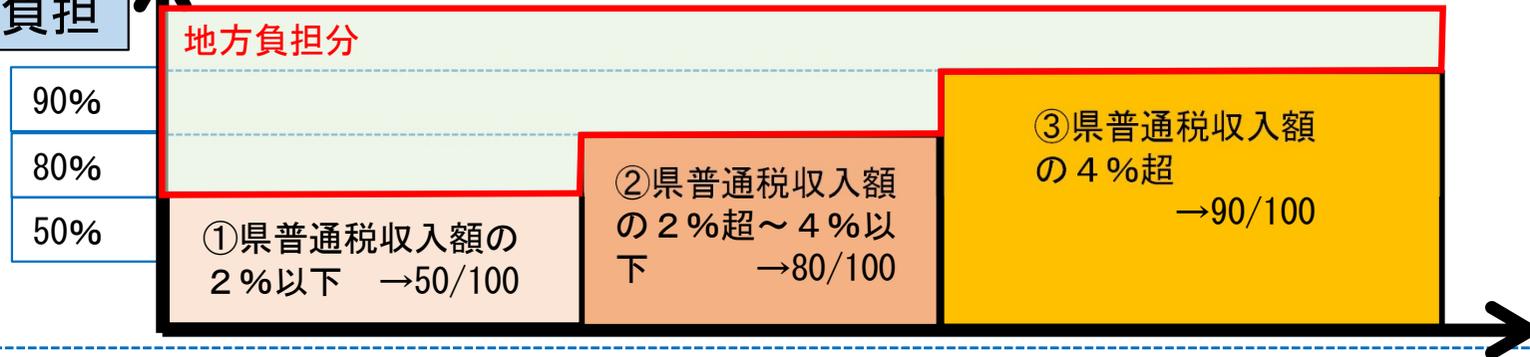
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類 ()は創設年度

(1) 避難所の設置 (S22~)	(6) 医療及び助産 (S22~)	(11) 埋葬 (S22~)
(2) 応急仮設住宅の供与 (S28~)	(7) 被災者の救出 (S28~)	(12) 死体の捜索・処理 (S34~)
(3) 炊き出しその他による 食品の給与 (S22~)	(8) 福祉サービスの提供 (R7~) <保健師の巡回訪問含む>	(13) 障害物の除去 (S34~)
(4) 飲料水の供給 (S28~)	(9) 住宅の応急修理 (S28~)	
(5) 被服、寝具その他生活必需品の 給与・貸与 (S22~)	(10) 学用品の給与 (S22~)	

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**(※)に従い、**あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**(※平成25年内閣府告示第228号)
- **特別基準**：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**(※)**を定めることができる。**(※令第3条第2項)

3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円

地方交付税措置

国庫負担 5/10~9/10
 災害救助費/標準税収入の割合
 に応じて国庫負担率を嵩上げ

特別交付税措置
 災害救助費×0.4
 (地方負担額限度)

※

※特別交付税措置残の地方負担額について、災害対策債(充当率100%、後年度元利償還金57%を特別交付税により措置)を充当可能

➡ 国庫負担率が6/10以上であれば、特別交付税措置と合わせ、実質的な地方負担はゼロとなる。

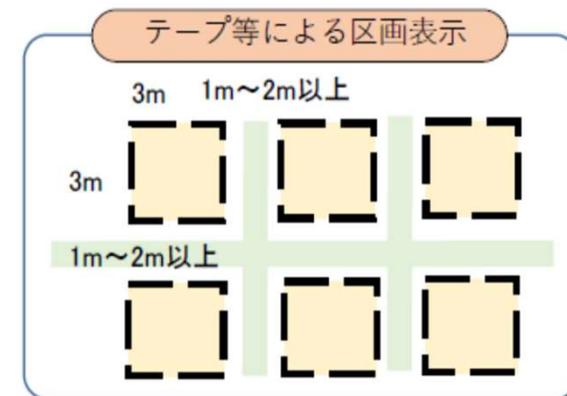
②避難所等での避難生活の
質の確保に取り組んでいます

～ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ～

避難所の生活環境の確保について



- 避難所は市町村が設置 全国の指定避難所等（※）の数は10.9万箇所（令和6年11月時点）
- 避難所の生活環境について、内閣府においてガイドライン・事例集を作成し、市町村に周知
 - 健康やプライバシー等に配慮した避難者スペース（パーティション）、トイレ、寝床の確保
- 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」に転換
 - 安全な親戚、知人宅への避難や、在宅避難・車中泊避難の実施、ホテル・旅館の活用（2次避難）を推進
- 平時から、高齢者・障害者等の避難行動要支援者のうち、特に支援を要する者の個別避難計画を作成（市町村の努力義務）



「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第2版）（令和2年6月）」より抜粋

【市町村の作成状況】策定率 ～20%：883団体(51.3%)、80～100%：240団体(13.9%)
未策定：141団体(8.2%)等 令和6年4月1日現在

（※）指定避難所及び協定・届出等により確保している避難所



パーティションソファの活用
(令和6年台風第10号、中津市)



パーティションソファの活用
(令和6年9月20日からの大雨、珠洲市)



段ボールベッドの活用
(令和6年7月豪雨災害、戸沢村)

- 「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年11月 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）やスフィア基準等を踏まえて、自治体に対して通知している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定。

トイレの確保・管理

- ・携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレの備蓄
 - ・マンホールトイレの整備
 - ・トイレカー・トイレトレーラーの確保
 - ・仮設トイレの快適トイレ仕様での調達
 - ・スフィア基準「20人に1基」等
- 等を追記



トイレトレーラー（輪島市）



快適トイレ（珠洲市）

食事の質の確保

- ・キッチンカー等の活用
 - ・飲食業協同組合による調理人の派遣
 - ・セントラルキッチン方式の活用
 - ・農水省・学会・大学等の推奨メニューやスフィア基準・厚労省のエネルギー摂取目安
- 等を追記



キッチンカー（輪島市）



キッチン資機材

生活空間の確保

- ・パーティションや段ボールベッド・エアーマット等簡易ベッドの備蓄
 - ・避難所の開設時に設置
 - ・事前に作成したレイアウト図に沿った避難者の誘導
 - ・避難所の土足厳禁
 - ・スフィア基準「3.5㎡の居住スペース」
- 等を追記



段ボールベッド（輪島市）



パーティション（珠洲市）

生活用水の確保

- ・入浴機会や洗濯機会の確保
 - ・シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄
 - ・スフィア基準「50人に1つ」
- 等を追記



仮設入浴施設（輪島市）



仮設入浴施設

<TKBへの取組>

・T（トイレ・テント）

→ 仮設トイレを快適トイレ仕様に！国の直轄公共工事は既に快適トイレ仕様になっており、自治体の公共工事でも快適トイレを求めるよう公共工事担当部署と協議を。（それにより、地域に快適トイレが広まれば、災害時のレンタルの仮設トイレも快適トイレ仕様を求めることが可能）また、し尿処理のオペレーションの用意も。

（令和7年6月27日内閣府・環境省事務連絡）（トイレ確保のための計算シート）

避難所開設時にはパーティションテントを展開して、プライバシー確保・レイアウト設定を！

・K（キッチン）

→ キッチンカーや学校調理室の有効活用を！

※炊き出しは食品衛生法の規制対象外（令和6年11月内閣府・厚生労働省事務連絡）

：学校給食施設等の活用（令和7年1月16日内閣府・文部科学省事務連絡）

基準額以内に収める必要はなく、上回っていいので特別協議の積極的活用を！

調理人の人件費も災害救助法の対象であることを災害救助法事務取扱要領に明記

・B（ベッド・バス）

→ 段ボールベッドではなく、繰り返し使いやすい簡易ベッドやエアベッドの利用も選択肢となるので、各自治体においては備蓄スペース等も踏まえて検討を。また、段ボールベッド等簡易ベッドの有効性を住民の方々へ説明を。

シャワーや仮設浴場の設置を早期にお願いしたく、発災時に対応するべく、関係業界との協定締結等、事前からの検討を。併せて生活用水の確保に向けて事前準備を。（令和7年6月26日内閣府・国土交通省事務連絡）

避難所の環境整備（トイレ）

- 今回の能登半島地震においては、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレをプッシュ型で支援するとともに、被災者が安心して利用できるトイレ環境として、トイレカーやトイレトレーラーが被災地で有効に活用された。
- トイレトレーラーについては、平時から整備を進めている全国の自治体から派遣されたほか、トイレカーについては、高速道路会社からも派遣された。
- なお、自治体が行う、指定避難所における生活環境改善のためのトイレトレーラー等の整備については、緊急防災・減災事業債の対象とされており、今回の有効性を検証し、平時からの整備をさらに促していくことが必要。



ラップ式簡易トイレ



要配慮者向けのトイレ（能登町）



トイレトレーラー（七尾市）



水循環型手洗いスタンド（志賀町）



避難所に設置された仮設トイレ（志賀町）



トイレカー（志賀町）

避難所の環境整備（食事）



- 食事については、スープ、レトルトの親子丼、カレー、魚の煮物といった温めて食べられるものなど、避難生活の長期化に応じた様々な物資をプッシュ型で支援。
- また、自衛隊やNPOなどによる炊き出しやキッチンカーの活用による食事の提供が行われてきたほか、セントラルキッチン方式で各避難所に配食することで食事支援を効率的に行うといった新たな取組が行われた。



野菜ジュースや缶詰などの支援物資



業者による炊き出し（七尾市）



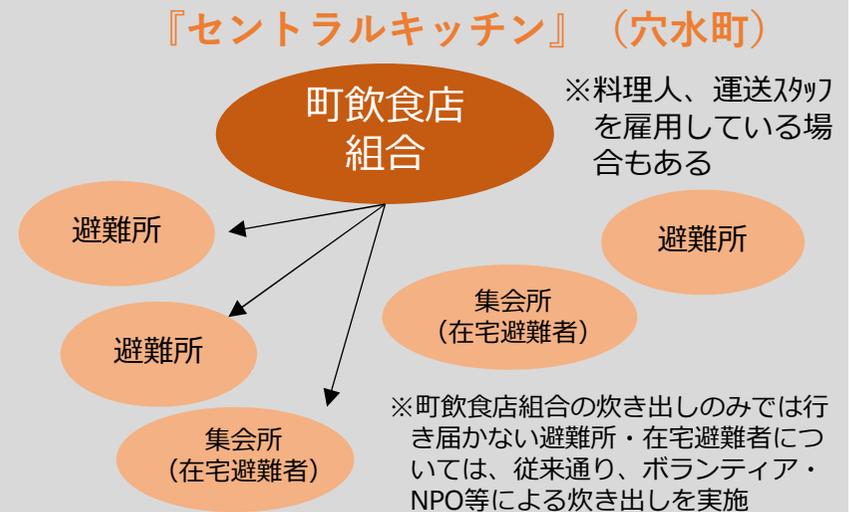
キッチンカー（石川県）



提供される弁当の例（能登町）



セントラルキッチンでの炊き出しの様子



関連事務連絡（学校給食施設）

災害時の食事提供のための学校給食施設等の活用について

- ・ 避難所における食事の質の確保に当たっては、学校給食の施設等の活用も有効な手段の一つとなるため、その活用を含めた 災害時の体制づくりを進めていただくようお願いしたい。

【避難所における適切な食事の確保のための学校給食施設等の活用について（令和5年6月22日）】

- ・ 災害時の食事提供においては、適温食の提供等の観点から、学校給食施設等の活用も有効な手段の一つであるため、活用にあたっての留意事項を踏まえて対応されたい。

【避難所における適切な食事の提供のための学校給食の施設等の活用の留意事項（令和7年1月16日）】

- ・ 上記の通知に基づき、全国の避難所における学校給食施設等の活用状況に関する調査を実施し、調査結果をお知らせ

【避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用推進のお願いについて（令和7年3月27日）】

○避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用に関する検討状況

（1）避難所となる学校の給食施設 28,667

避難所となる学校数（食事の提供が可能となる設備が備わっている学校数：25,549）

1. うち、活用に合意している学校数：6,813数（26.7%）
2. うち、活用に合意に向けて打ち合わせ中の学校数：1,938（7.6%）
3. うち、本通知を周知済みの学校数（1.及び2.を除く）：6,122（24.0%）

（2）学校から独立した給食施設（共同調理場等）2,026

1. うち、活用に合意している給食施設数：890
うち、避難者が調理を行うことを予定している給食施設数：103（11.6%）
2. うち、活用に合意に向けて打ち合わせ中の給食施設数：132（6.5%）
3. うち、本通知を周知済みの給食施設数（1.及び2.を除く）：537（26.5%）

災害対応車両登録制度の概要

※D-TRACEとは、「災害対応車両検索システム」の英語表記(Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine)の頭文字をとったもの

登録制度の概要

- **災害対応車両**(以下「車両」という。)とは、発災時に、**避難所、仮設住宅**若しくは**トイレ**の用途に供され、又は、**食事、洗濯**若しくは**入浴サービス**を提供する用途に供される自走型、牽引型(トレーラー等)、運搬型(コンテナ等)の車両をいう。
- 登録の対象は、**車両**又は**災害対応車両調整法人**(発災時に車両の配車調整等を行う法人。以下「調整法人」という。)のいずれか。
- 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が**発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか**等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、**データベース化し、自治体等へ共有**(下図①②)。
- 被災自治体は、車両を必要とする場合、**災害対応車両検索システム(D-TRACE[※])**を参照し、**所有者又は調整法人と個別に調整**(下図③④)。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
- 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、**災害救助法に基づき負担**(下図⑤)。
- 上記制度の骨格は、**告示(災害対応車両等登録規程)**で規定。**本年6月1日**より施行(同月中に運用開始)。

災害対応車両の例

※発災時に①避難所、②住まい、③トイレ、又は④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供される自走型、牽引型(トレーラー等)、運搬型(コンテナ等)の車両をいう



キッチンカー



トレーラーハウス



ムービングハウス



トイレトレーラー



キャンピングカー

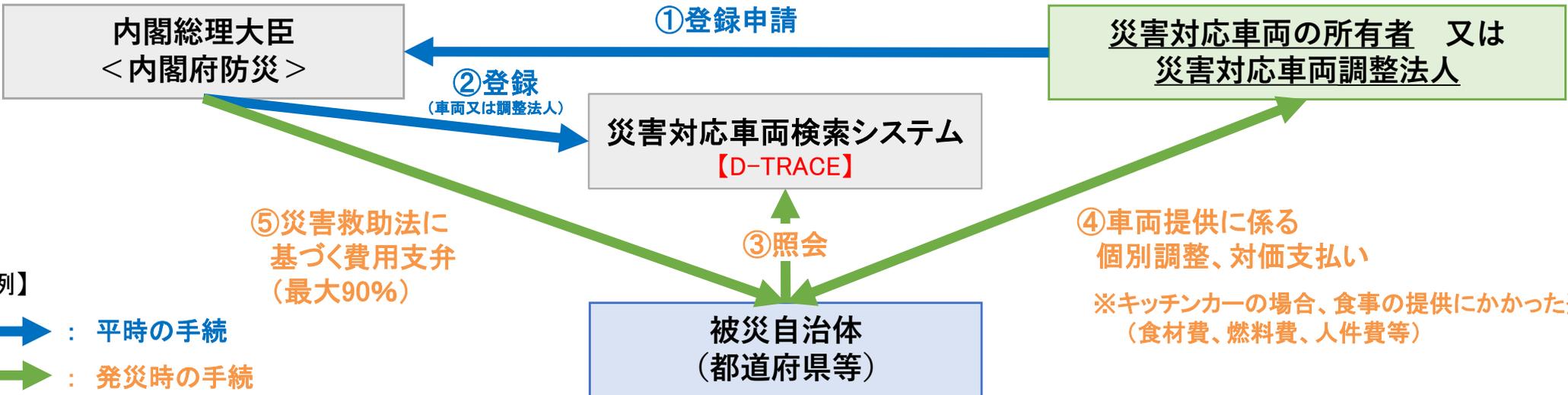


ランドリーカー



シャワートレーラー

登録制度イメージ



※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

各都道府県防災担当主管部（局）
各都道府県介護保険主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

災害時における介護保険サービスの利用と災害救助法による支援との関係について

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助やその費用の取扱いの詳細については、内閣府政策統括官（防災担当）が作成した災害救助事務取扱要領に記載しているところです。

また、厚生労働省において、令和6年能登半島地震を受けて、「令和6年能登半島地震により指定居宅サービス事業所等が福祉避難所として開設された場合の取扱いについて」（令和6年2月27日厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡）を发出しており、この中で、救助及び保険給付等に関する考え方を示しているところです。

今般、両記載の関係について整理をし、下記のとおり、災害時の要介護（要支援を含む。以下同じ。）認定者等に対する支援に係る基本的な取扱いについて、お示しいたします。

個別事案にかかる疑義が生じたときは、介護保険サービスについては厚生労働省に、災害救助法については内閣府に、それぞれお尋ねをいただけますようお願いいたします。

記

1 災害救助法による「救助」の基本的な考え方

災害救助事務取扱要領において「他の法律等の定めるところにより適切な対応がなされる場合も法による救助を行う必要はない。」及び「特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ介護保険法に基づく緊急入所等を含め当該施設で適切に対応すべきであるので、原則として福祉避難所の対象者として予定していない。」と記載しており（他法他施策優先の原則）、災害時の要介護認定者等に対する介護等に係る支援については、まずは、介護保険法に基づく介護保険サービスを優先して行った上で、その範囲で対応できない事項について災害救助法により対応することが基本となる。

なお、この場合、介護保険サービスが提供できない急迫した事由がある場合に、災害救助法による必要な救助を行うことを妨げるものではない。また、福祉避難所には介護

保険施設（グループホーム含む）や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が指定されうる。

2—① 平時から施設サービスを利用している要介護認定者に対する支援のあり方

災害時にも、引き続き、当該施設において、介護保険法に基づく介護保険サービスによる支援が講じられることが基本とした上で、入所者及びスタッフ全員の生命の安全を確保するため、豪雨時に垂直避難を行うこと、又は大規模地震時に施設の損害状況の少ない場所に移動すること等が想定される。また、災害の状況、施設の損壊状況及びスタッフの勤務状況を踏まえて、当該施設では安全の確保及び適切なサービス提供を行うことができない場合、又はそのおそれがある場合には、入所者の関連施設への移動の可否について検討を行うことが想定される。その際、避難元施設から避難先施設（避難所（福祉避難所を含む。））への移動に際して、車両借上費等を要する輸送が発生する場合、真に必要なと認められる場合には、当該費用については、災害救助法による支弁の対象になり得る。

また、避難先施設へ避難した後、避難先施設の職員により介護サービスが提供される場合は避難先施設の入所者として、避難元施設の職員により介護サービスが提供される場合は避難元施設の入所者として介護保険給付を行うことを基本とする。その際、利用者負担（食事代や部屋代を除く。以下同じ）の減免（介護保険法第50条及び第60条）の活用が可能である。

なお、施設からの移動は入所者の身体的・精神的ストレスにつながることに留意が必要である。

2—② 平時から居宅サービス等を利用している要介護認定者等に対する支援のあり方

災害時にも、引き続き、介護保険法に基づく居宅サービス等（介護予防サービス及び地域密着型サービスを含む。以下同じ。）による支援が講じられることが基本とした上で、自宅が被災した場合又は災害により従来の居宅サービス等が受けられない場合等には、必要となる介護サービスの内容等に応じて、介護保険施設への緊急入所若しくは緊急短期入所、又は自宅において他の介護事業者による居宅サービス等による支援が想定される。

このとき、介護保険施設の入所定員の柔軟化（「災害により被災した要介護高齢者等への対応について」（平成25年5月7日厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課及び老人保健課事務連絡））及び利用者負担（食事代や部屋代を除く。以下同じ。）の減免（介護保険法第50条及び第60条）の活用が可能である。

なお、市町村独自事業として、介護保険サービスとは別に、災害時において一定期間緊急的に短期入所施設を利用することを可能としている場合には、当該事業も活用することが考えられる。

次に、介護保険施設への緊急入所若しくは緊急短期入所ができない場合又は入所までは必要としない場合には、災害救助法による福祉避難所の利用が想定される。

このとき、福祉避難所の利用者に対して、介護等の支援が必要な場合には、当該者に対して、訪問介護事業所等から訪問介護員を派遣すること及び避難所から通所介護事業所に通所すること等、介護保険法に基づく居宅サービス等を提供することが想定される。

また、福祉避難所における居宅サービス等の提供が難しい場合には、災害救助法による福祉サービスの提供が想定される。ただし、災害救助法における「福祉サービスの提供」とは、相談対応や避難生活上の支援等を想定しており、介護保険法に基づく居宅サービス等と同等のサービスの水準ではないことに留意が必要である。

なお、上記の取扱いについては、介護保険施設が福祉避難所として指定されている場合も同様であり、介護保険施設の緊急入所等により介護保険サービスの利用が可能な者については介護保険施設の入所者として介護サービスを提供し、介護サービスの対象にならない場合又は介護サービスの提供ができない場合には、福祉避難所の利用者として必要な救助を行うことが想定される。

2-③ 平時は介護保険サービスを利用していない高齢者に対する支援のあり方

災害による影響で、新たに介護保険サービスを利用する必要が生じた場合には、まずは、速やかに要介護認定を受け、介護保険施設への緊急入所又は緊急短期入所を行うことが想定される。

このとき、2-②と同様、介護保険施設の入所定員の柔軟化及び利用者負担の減免を活用することが可能である。さらに、明らかに要介護状態であることが見込まれる者には、要介護認定申請前にサービスを受けることを可能とする仕組み(関連する事務連絡としては、たとえば、「令和7年台風第15号に伴う災害による被災者に係る被保険者証の提示等について」(令和7年9月5日厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡)、「令和7年台風第22号に伴う災害による被災者に係る被保険者証の提示等について」(令和7年10月9日厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡)等)を活用することが考えられる。

また、介護保険施設への緊急入所等の利用が難しい場合は、在宅等における訪問介護等の居宅サービス等を利用することが想定される。

なお、介護保険サービスを利用する必要がない場合は、災害救助法による福祉サービスの利用(福祉避難所におけるサービス利用を含む。)による日常生活上の支援が想定される。

3 災害救助法による支援の考え方

1、2のとおり、介護保険施設への緊急入所等を利用した場合の食事代及び部屋代や、介護保険サービスを利用する必要のない高齢者に対する支援等、介護保険サービスの範囲内では対応できず、災害救助法による福祉サービスによる支援が想定される場合があるため、以下のとおり、その具体的な支援の考え方をお示しする。

① 介護保険施設への緊急入所等を行った者の食事代

災害により炊事のできない避難者に対しては、災害救助法による食事支援がなされることとの均衡から、災害により介護保険施設への緊急入所等した者に対しても災害救助

法第4条第1項第2号の「炊き出しその他による食品の給与」による支援(令和7年度基準額:1人1日当たり1,390円以内)が可能である。

ただし、平時からの入所者等は、通常通り本人が負担しているため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定される。

② 介護保険施設への緊急入所等を行った者の部屋代、生活物品等(紙おむつ等)

避難所の設置は災害救助法により支援されることとの均衡から、当該施設が福祉避難所である場合には、災害救助法第4条第1項第6号の「福祉サービスの提供(福祉避難所の設置)」による支援が可能である(一般避難所にあつては、令和7年度基準額を1人1日当たり360円以内としている。)

ただし、平時からの入所者等は、通常通り本人が負担しているため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定される。

③ 介護保険サービスを利用する必要のない高齢者に対する支援のあり方

i 当該者が在宅で避難生活を送る場合

災害救助法第4条第1項第6号の「福祉サービスの提供」による支援が可能であり、保健師やNPOによる戸別訪問等による相談対応や避難生活上の支援等を想定しており、介護保険法に基づく居宅サービス等のような介護サービスの提供は想定されていないことに留意が必要である(なお、在宅高齢者等の状態把握や仮設住宅等の入居者への見守り・相談支援について、厚生労働省事業である被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援事業により対応がなされる場合には、当該事業による対応が優先され、基本的に災害救助法の支援は行われないことを想定している。)

また、在宅で避難生活を送る者に対しても、同法第4条第1項第2号の「炊き出しその他による食品の給与」等の支援が可能であり、積極的に実施いただきたい。

ii 当該者が福祉避難所で避難生活を送る場合

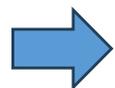
災害救助法第4条第1項第6号の「福祉サービスの提供(福祉避難所の設置)」による支援が可能である。このとき、福祉避難所の管理のための人件費として、概ね10人の福祉避難所の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するために必要な経費を対象とすることを想定している。

また、同法第4条第1項第2号の「炊き出しその他による食品の給与」等の支援が可能である。

③災害ケースマネジメントをすることで
災害関連死を防いでいきましょう

災害ケースマネジメントとは

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組



**被災者の自立・生活再建の早期実現、コミュニティやまちづくりなどの地域の復興を通じ地域社会の活力維持に貢献
(各種高齢者福祉事業・障害者福祉事業等への継続)**

能登半島での実施状況

被災6市町を中心に、被災者見守り・相談支援等事業等を活用し、個別の相談対応を行った上で、必要に応じて専門の相談機関へつなぐなどの取組が行われている。

国としての取組

モデル事業として、自治体における研修会等の実施を伴走支援していることに加え、令和6年10月に災害ケースマネジメント全国協議会を開催し、全社協、日弁連、日本医師会、各種士業団体等と災害ケースマネジメントの重要性を確認。



災害ケースマネジメントに活用可能な事業

被災高齢者等把握事業

- 概要：
在宅高齢者等に対し、個別訪問等による早期の状態把握や必要な支援の提供へのつなぎなど、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。
- 実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村（委託可）
- 補助率：①特定非常災害の指定がある場合 10/10
②上記以外の場合 1/2

被災者見守り・相談支援等事業

- 概要：
応急仮設住宅入居者等に対し、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで、被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う行う事業。
- 実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村（委託可）
- 補助率：①特定非常災害の指定がある場合
発災年度を含み3年：10/10、4～5年目：3/4、6年目以降：1/2
②上記以外の場合 1/2

【地域支え合いセンターの設置例】
(岡山県倉敷市)

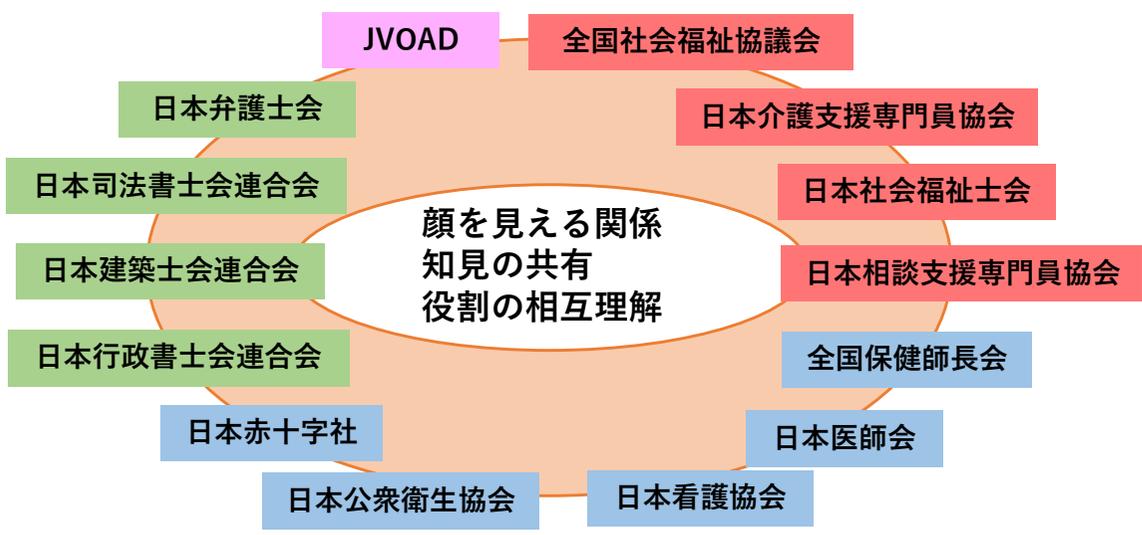


災害ケースマネジメント全国協議会について



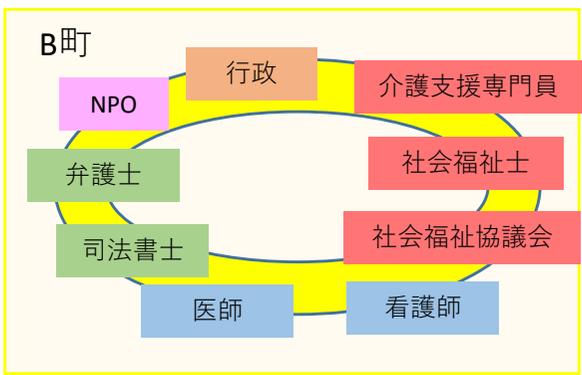
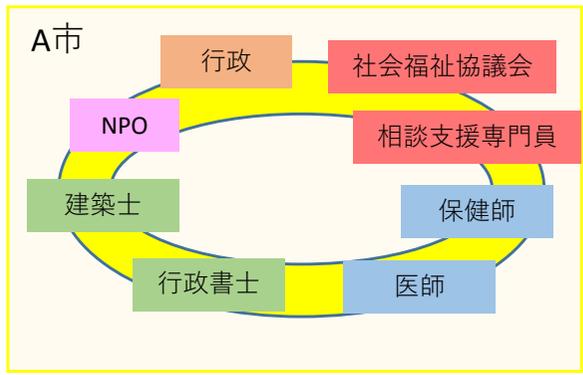
- 令和6年度より関係団体で構成される「災害ケースマネジメント全国協議会」を設置し、関係団体間で顔の見える関係を構築するとともに、それぞれが持つ知見の共有や役割について相互理解を図る。
- 当該協議会は年に1回から2回程度の頻度で開催する予定であり、議題はその都度設定し、その年に起きた災害における各団体の取組の紹介や課題となっている点について、各団体から意見をいただき、議論を深めることなどを想定。
- 全国レベルの関係団体で連携を図ることで、各地域レベルで災害ケースマネジメントに携わる関係者の平時からの連携を後押し、災害ケースマネジメントのより一層の促進を図る。

災害ケースマネジメント全国協議会



【構成団体】	
全国社会福祉協議会	日本介護支援専門員協会
日本社会福祉士会	日本相談支援専門員協会
全国保健師長会	日本医師会
日本看護協会	日本公衆衛生協会
日本赤十字社	日本行政書士会連合会
日本建築士会連合会	日本司法書士会連合会
日本弁護士連合会	
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）	

地域レベルの取組を後押し



第1回の様子

多職種連携による被災者支援（事例紹介）

○R7年9月に台風被害があった静岡県牧之原市においては、被災者に寄り添い、早期の生活再建につなげるため、罹災証明書の発行会場において、**士業連絡会によるなんでも相談会を速やかに開設。**



【相談会場の様子】



【会場内配置図】

令和7年台風15号

専門家による 予約不要・無料

生活なんでも相談

りさい 罹災証明書を
とった後は
どうしたら？

今後の生活が
不安…
使える
支援制度は？

被災した家の
修理・解体…
まだ迷ってる…

竜巻で瓦が飛んで
家を傷つけて
しまった
(傷つけられた)

日時 2025年9月11日～ 終了時期未定
10:00～16:00 (当週末日も開催)

場所 牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」
住所: 牧之原市静波991-1

★ 曜日や時間帯、場所が変更となることもあるため、最新情報は
牧之原市や静岡県弁護士会ホームページでご確認ください
★ どなたでも(牧之原市以外の方も)ご相談いただけます

具体的なご相談がない方でもお寄り下さい。
様々な支援制度の情報提供をしています。

主催 静岡県災害対策士業連絡会
静岡県弁護士会 ☎ 054-252-0008

弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・
土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士・中小企業診断士の各団体加盟

【チラシ】



多職種連携による「福祉等相談対応」への救助法の支弁について

※ 支弁については、災害救助事務取扱要領(令和7年10月27日改定通知)の 9 福祉サービスの提供 にて位置づけたところ。

(6) 基準額

法による福祉サービスの提供のため支出できる費用は、原則として次による。

(中略)

エ 福祉に関する相談を中心に、災害応急期における被災者のあらゆる相談に対応する目的で、都道府県知事等が各士業関係者と連携し主催する相談会等の相談対応や、都道府県知事等の要請を受けて、各士業関係者が連携して開催する相談会等の相談対応についても福祉サービスの提供として整理して差し支えない。ただし、被災者台帳や内閣府が示す被災者台帳ヒアリングシート（例）等を活用し、都道府県知事等と士業関係者間で、相談を受けた被災者に関する情報共有を密に行うこと（例：士業関係者は、あらかじめ被災者本人の同意を得たうえで、相談内容を当該自治体に提供する。）。

このとき、相談対応に要する日当、時間外勤務手当、旅費（宿泊費を含む。）等については、賃金職員等雇上費で取り扱うこととなるが、他の福祉サービスの提供主体との公平性に鑑み、当該都道府県等の常勤の職員（福祉職）に相当する者の給与を考慮した額とすること。ただし、ここでいう「相談対応」とは、被災者のニーズを明らかにし、支援先につなぐことを想定したものであることから、被災者から相談があった内容のうち、各士業関係者が、業として個別具体の案件として処理することで発生する報酬に相当する費用等については、国庫負担の対象外となる。また、各種法令に基づく相談対応は、各種法令による支援が優先されるため国庫負担の対象外となる。

被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について

事務連絡

令和7年10月15日

各都道府県

被災者台帳所管部（局）長

殿

衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長

被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年能登半島地震においては、発災直後から、保健師、管理栄養士等（以下これらを「保健師等」という。）による巡回等により、被災者に関する情報の把握が迅速に行われた一方で、把握した情報の集約が円滑に進まないといった課題が生じており、デジタル行財政改革取りまとめ2025（令和7年6月13日デジタル行財政改革会議決定）においては、「被災者の情報を集約・共有できるようにしていくため、被災者情報を把握するための既存の各種フォーマット（例：保健師等による調査票、被災者台帳）の共通化に向けた検討を進める」ことが記載されたところである。

今般、発災時に保健師等、社会福祉協議会、NPO等が巡回等により把握した被災者に関する情報を、関係者間で円滑に共有できるようにするため、別添のとおり、「被災者健康相談票（共通様式）」及び「被災者健康相談票（保健師等様式）」※（以下これらを「標準的なヒアリングシート」という。）を作成し、下記のとおり、その活用方法等について整理したので、執務上の参考とされるとともに、関係部局及び管内市区町村に周知いただくようお願いする。

なお、標準的なヒアリングシートを積極的に活用いただきたいが、「健康相談票」等の従前のヒアリング様式を当分の間使用することでも差し支えないことを申し添える。

※「被災者健康相談票（保健師等様式）」については、現在、その内容について見直しを行っており、今後、修正が生じる可能性がある。

1 被災者に関する情報把握の在り方について

被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施するためには、被災者が避難生活を送る場所にかかわらず、被災者に関する情報の把握を徹底することが重要である。

被災者に関する情報の把握に当たっては、戸別訪問や電話等によるアウトリーチの実施や、被災者自らの情報発信（アプリ等による発信等）を促すことが効果的であり、アウトリーチによる情報把握については、保健関係者、医療関係者、福祉関係者、自主防災組織、民生委員、NPOやボランティア等の民間団体など、様々な主体と連携して実施することが望まれる。

このほか、以下の点にも留意いただきたい。

- ・ アウトリーチの範囲は、全戸訪問による悉皆調査を含め、被災状況等に応じて検討すること。その際、孤立地域や要配慮者のいる世帯から訪問するなど、優先順位を決めること。
- ・ 要配慮者に関する情報の把握に当たっては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている情報も活用すること。
- ・ 避難所の案内や罹災証明書の申請案内など、必要な支援情報の提供を併せて行うこと。

2 被災者台帳と標準的なヒアリングシートの関係について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の3第1項に基づき、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができることとされており、被災者台帳は、避難者に関する情報を集約し、関係者間で共有するに当たって大いに役立つ。

特に、今般、作成した「被災者健康相談票（共通様式）」は、被災者台帳に記載・記録する標準的な事項と連動したものとなっていることから、積極的な活用をお願いしたい。なお、集約した情報は、第90条の4第1項第2号から第4号までの規定に基づき、仮に、本人の同意が無い場合であっても、市町村内部での利用や自治体間での共有等が可能である。

また、「被災者健康相談票（共通様式）」が従前のヒアリング様式である「健康相談票」の項目を網羅していないことから、保健師等が「被災者健康相談票（共通様式）」を記載する際に併せて、「被災者健康相談票（保健師等様式）」についても記載し、収集した情報を保健医療活動に活用することが望ましい。

(参考)

- ・「被災者台帳の作成等に関する簡単手引き」(令和7年8月 内閣府(防災担当避難支援室))
- ・「被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について」(令和7年7月8日 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難支援担当)事務連絡)

(掲載元) 内閣府HP

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisvagyousei/hisaisvadaicho.html>

3 標準的なヒアリングシートの活用方法について

発災時、保健師等、社会福祉協議会、NPO等が巡回等により被災者に関する情報を把握する場合には、標準的なヒアリングシート(特に共通様式)を積極的に活用いただき、関係者間で速やかに共有すること。

「被災者健康相談票(共通様式)」を用いて得た情報については、前述のとおり、市町村内部での利用や自治体間での共有等を行う場合は本人の同意は不要だが、これら以外の者と共有を行う場合は個人情報保護法(平成15年法律第57号)第27条及び第69条の規定に基づき、原則、本人の同意が必要となる。したがって、後者の共有を行うことが想定される場合、「被災者健康相談票(共通様式)」を活用してヒアリングを行う際には、把握した情報について、支援の実施に必要な限度で、支援の実施に携わる関係者に対して提供を行う旨、本人の同意を得ること。

関係者に共有された情報は、速やかに、被災者台帳(被災者台帳システムを含む。)に記載・記録されることが望ましいことから、その記載・記録を担当する部署や職員など、役割分担については、平時から被災者台帳の担当部署において検討することが必要である。

また、被災者台帳に記載・記録された情報については、関係者に随時共有することが可能となるため、例えば、被災者台帳システムの閲覧権限を取得するなど、災害時に必要な情報が、保健師等が所属するヒアリング実施部署にも随時共有されるよう、平時から、被災者台帳の担当部署とヒアリング実施部署において調整しておくことが望ましい。

これにより、巡回等により把握した情報が、関係者に速やかに共有され、被災者一人ひとりに寄り添って、専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、継続的に支援を行う「災害ケースマネジメント」の円滑な実施につながる。

(参考)

- ・「災害ケースマネジメント実施の手引き」(令和5年3月 内閣府(防災担当))
- ・「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」(令和4年3月 内閣府(防

災担当))

- ・「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」(令和6年6月 内閣府(防災担当))

(掲載元) 内閣府HP

災害ケースマネジメントに関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisvagyousei/case/index.html>

在宅避難者・車中泊避難者の支援に関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/shien/index.html>

<問合せ先>

(本事務連絡全般に関すること)

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難支援担当)付
黒濱、小林、牧野、井形
TEL:03-3593-2849(内線51360)

(災害時の保健師による保健活動に関すること)

厚生労働省健康・生活衛生局健康課 保健指導室
北村、納富、尾川
TEL:03-5253-1111(内線8925)

被災者に関する標準的なヒアリングシート（被災者健康相談票（共通様式））

被災者健康相談票(共通様式)			
		訪問回	初回 ・ ()回
		相談日	
		時間	
<p style="color: red;">本様式に記入した内容は速やかに「被災者台帳」のデータベース等に入力すること</p> <p style="color: red;">「被災者台帳」のデータベース等に入力された情報は、本人の同意がなくとも、市町村内部での利用や、他の地方公共団体や登録被災者援護協力団体に提供が可能</p>			
基本情報			
ふりがな		生年月日	
氏名		性別	
住所			
世帯主			
電話番号		メールアドレス	
居所			
避難場所	避難所・自宅・親戚・知人宅・車中泊・その他()		
希望の避難場所	避難所・自宅・応急仮設住宅・災害公営住宅・親戚・知人宅・その他()		
家族等の安否		就業の有無	有・無
要配慮者情報		医療の状況	
要配慮者		該当・該当なし	
支援者		医療サポートの利用状況	
区分等	身体障害者手帳(種類・程度)		・人工呼吸器
	療育手帳		・在宅酸素
	精神保健福祉手帳		・透析
	要介護認定区分		・インスリン注射
	理解できる言語(外国人の場合)		・ストーマ
避難時のペット	有・無		・アレルギー除去食
			・その他()
各種支援の必要性		治療状況	
トイレ	必要あり・必要なし	・通院	継続・中断
食事	必要あり・必要なし	・服薬	継続・中断
入浴	必要あり・必要なし		
移動	必要あり・必要なし		
共通様式・保健師等様式に関する情報の取扱い			
関係行政機関、関係保健医療福祉機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の支援の実施に携わる関係者への情報提供の同意		同意あり・同意なし	
<small>※上記の項目は、「被災者台帳の作成等に関する簡単手引き」(令和7年8月内閣府(防災担当 避難支援室)作成)に記載の標準的なデータ項目に準拠したものである。</small>			

被災者に関する標準的なヒアリングシート（被災者健康相談票（保健師等様式））

被災者健康相談票(保健師等様式)									
本様式に記入した内容は「被災者台帳」のデータベース等に入力する必要は無い ただし、本様式に記入した情報は、本人同意があった提供先のみを提供が可能									
身体的・精神的な状況									
既往歴		現在治療中の病気		内服薬					
高血圧、脳血管疾患、 高脂血症、糖尿病、 心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、 結核、難病、 アレルギー、その他 ()		高血圧、高脂血症、 糖尿病、心疾患、 肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他 ()		なし・あり(中断・継続) 内服薬名()					
				医療器材・器具				医療機関名	
				在宅酸素・人工透析				被災前:	
				その他()				被災後:	
				食事制限				血圧測定値	
				なし				最高血圧:	
				あり 内容()				最低血圧:	
				水分()					
現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)					具体的自覚症状(参考)				
					①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり ⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭ 精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運 動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他				
日常生活の状況									
	食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他	
自立									
一部介助									
全介助									
備考 必要器具など									
個別相談内容									
相談内容					支援内容				
					今後の支援方針				
					解決・継続				

災害関連死の死因・経緯における個別の事情について

対象事例(N=127)の内訳:東日本大震災=17、熊本地震=20、平成30年7月豪雨=41、令和元年台風第15号=12、令和元年台風第19号=27、その他=10

	発災後1週間以内(n=22)	発災後1週間以上~1か月以内(n=21)	発災後1か月以上~3か月以内(n=33)
死因	循環器系の疾患(心不全、くも膜下出血等)10名 呼吸器系の疾患(肺炎、気管支炎など)2名 内因性の急死、突然死等 4名 感染症(敗血症)1名 その他(熱中症3名含む) 5名	循環器系の疾患(心不全、くも膜下出血等)4名 呼吸器系の疾患(肺炎、気管支炎など)9名 内因性の急死、突然死等 4名 自殺 2名 その他 2名	循環器系の疾患(心不全、くも膜下出血等) 12名 呼吸器系の疾患(肺炎、気管支炎など) 12名 感染症(敗血症など)1名 腎尿路生殖器系疾患(腎不全など) 2名 その他 6名
災害関連死に至った経緯における個別の事情 (重複計上あり)	転居・移転(入退院を含む)8名 介護施設の被災等に伴う転所 2名	転居・移転(入退院を含む)8名 介護施設の被災等に伴う転所 2名	転居・移転(入退院を含む)18名 介護施設の被災等に伴う転所 4名 病院の被災等に伴う転院 2名
	自宅における生活 5名 車中泊 3名	自宅における生活 2名	自宅における生活 7名 車中泊 3名 病院、介護施設における生活 2名 避難所外での避難生活の継続(疲労やストレスの蓄積等)4名
	被災のショック等 5名	被災のショック等 4名 避難所等と自宅の往復生活による心身への負担 2名	被災のショック等 2名
	被災者自身による復旧作業等による心身への負担 3名	被災者自身による復旧作業等による心身への負担 2名	被災者自身による復旧作業等による心身への負担 6名 多量の塵灰の吸引 5名
	停電 8名 断水 2名	停電 2名	停電 7名 断水 7名 施設損傷等による介護施設の影響 3名
	病院の被災等により入院の受け入れができず、初期治療が遅延 2名	服薬の中断 5名	服薬の中断 5名 被災時の負傷 2名 被災・避難時における過酷な状況(身体が水に浸かる等)2名

	発災後3か月以上~6か月以内(n=20)	発災後6か月以上~3年超(n=31)
死因	循環器系の疾患(心不全、くも膜下出血等) 7名 呼吸器系の疾患(肺炎、気管支炎など) 9名 自殺 1名 感染症(敗血症など) 1名 腎尿路生殖器系疾患(腎不全など) 1名 その他 1名	循環器系の疾患(心不全、くも膜下出血等) 6名 呼吸器系の疾患(肺炎、気管支炎など) 7名 内因性の急死、突然死等 1名 自殺 4名 感染症(敗血症など) 3名 腎尿路生殖器系疾患(腎不全など) 3名 消化器系疾患(肝不全など) 1名 その他 6名
災害関連死に至った経緯における個別の事情 (重複計上あり)	転居・移転(入退院を含む) 14名 介護施設の被災等に伴う転所 2名	転居・移転(入退院を含む) 30名
	自宅における生活 3名 車中泊 2名	病院の被災等に伴う転院 2名 自宅における生活 2名 車中泊 2名 応急仮設住宅における生活 3名 避難所外での避難生活の継続(疲労やストレスの蓄積等) 15名
	避難所外での避難生活の継続(疲労やストレスの蓄積等) 8名 被災のショック等 3名	被災のショック等 6名
	被災者自身による復旧作業等による心身への負担 3名	被災者自身による復旧作業等による心身への負担 5名
	断水 2名	停電 3名 施設損傷等による介護施設の影響 2名
	服薬の中断 2名	服薬の中断 2名 被災時の負傷 2名 被災・避難時における過酷な状況(身体が水に浸かる等) 3名 避難所における空調設備不足等による高温(低温)下での生活 2名

災害関連死を予防するために考えられる対策について（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書等より）

事前対策

○ハード対策

ライフライン・インフラの強靱化・耐震化
ライフライン施設の系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保
病院・介護施設の耐震化
マンション・高層建築物における防災力の向上
再生可能エネルギーや蓄電池等の活用等を通じた自立・分散型システムの導入
緊急輸送・搬送体制の強化（物流事業者活用）

○ソフト施策

非常災害計画、業務継続計画（BCP）、避難確保計画の作成
避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・活用
十分な数の避難所確保・避難経路の確保
必要な物資等の備蓄・情報管理の整備
緊急輸送体制の確保
災害時に備えた燃料供給体制の確保
地域防災力向上のための人材育成・意識啓発

発災時対策

○ライフライン・インフラの復旧対策

○保健・医療・福祉支援（被災者の心身のケア体制の充実・向上）

DMAT（災害派遣医療チーム）等による病院支援・広域医療搬送支援
医療・福祉サービスの復旧

DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣・サポート拠点の整備による心のケア
DWAT（災害派遣福祉チーム）・福祉関係者による相談支援

在宅・車中泊避難者等の状況把握・支援

○避難所の良好な生活環境の整備

防寒対策・熱中症対策・感染症対策・衛生環境維持対策等
トイレ（介護用室内ポータブル型トイレ等も含む）・温かい食事
寝床・入浴支援（移動入浴車等も含む）

福祉避難所の設置・要配慮者スペースの確保

応急仮設住宅等のバリアフリー化

災害ケースマネジメントの実施

NPO法人・ボランティアとの連携

○避難所外避難者の支援

住民の属性や所在に関する情報収集

住宅の被災が軽微な被災者は在宅で留まるように誘導

広域的な避難体制の整備・近隣の地方公共団体への一時的な受入

聴覚・視覚障害者や外国人等に対する情報提供・相談支援

令和6年度厚生労働行政推進調査事業

「令和6年能登半島地震における医療チームの対応の検証に基づく災害時医療提供体制の向上に資する研究」(分担研究報告書「社会福祉施設および福祉避難所の支援体制に関する研究」)

P.72～74 <下線当方追記>

(参考) 評価群0：場の安全確保が困難

I：生命維持困難

II：機能障害

D. 考察

IV. 搬送(緊急避難含む)

【避難施設関連】

当時の判断で緊急避難搬送の原因として生活用水確保困難が32施設中13施設と最も多い原因であった。これは上下水道の復旧の遅れによるものと考えられる。一方、場の安全(建物被害含む)を現認した避難は5施設であり、主要因とはなっていない。

輪島市の21施設についての詳細分析から全避難した13施設のうち9施設は評価群I、IIであり、全避難が必須でなかった可能性があることが示唆された。

また、発災1年後の時点での事業再開は避難した13施設中、5施設にとどまっており、稼働率も事業継続した施設に比して有意に低かったことから避難自体が事業継続に悪影響を与えた可能性があることが示唆された。

全避難(緊急避難搬送)を実施した32施設のうち後方視的にII群と判断された20施設、約580名は評価が不十分の中での搬送であり、避難を防げた可能性があるものと考えられる。とりわけ、社会福祉施設の評価基準が確定した1月18日以前の発災早期に避難決心となっている施設(7施設、約300名)はその可能性が高いと考えられる。

II群の施設については、避難検討の際に追加の支援の調整が実施できれば事業継続が可能であった可能性もありこの中の一部には過剰避難にあたる判断があった可能性は否定できない。ただし、当時の状況下で事業継続のために必要な具体的支援内容について正確に把握し、それらに必要な支援の調整の実施が可能であったかについては今後も検討していく必要がある。

これらのことから避難・搬送決心の際には被災状況から評価群を決定し、根拠に基づいた搬送(緊急避難、需給調整)を実施することが重要であることが示唆された。

また、県外広域避難(愛知県)となった高齢者の予後は、搬送後死亡が相当数認められており、緊急避難搬送で仕方がない搬送ではあるものの、異郷の地での最期を迎えられる方々への対応が必要であることを改めて認識させられた。また、避難時点での年齢・介護度が予後への影響があることから搬送前の選別時の参考となる可能性があることが示唆され、今後の搬送基準への反映が必要である。

VII. BCPの在り方

また、輪島市21施設に対する事後アンケートでは、今回の災害対応で実施の方針決定に際し自施設BCPの活用状況を確認したところ約40%がある程度役に立ったと回答していた一方で、約35%が全く役に立たなかったと回答しており、その理由については具体的状況の盛り込みがなされていなかった等が挙げられており今後の課題となっている。

E. 結論

(略)

●施設避難について

他地域への避難特に広域避難は、避難者・避難元施設の両者に大きな影響を与えてしまう可能性が高いことが明らかとなった。可能な限りの事業継続支援の強化及び避難が必要な際の避難先の調整に関する十分な検討が必要と考えられる。また、今回は局所災害であり隣県での対応が可能であったため、避難先からの帰郷調整を含めたこのような対応を実施することができたが、今後起こり得る巨大災害の際に同様の対応がとれるかどうか、とれない場合にどのような対応が必要になるのかについても検討が必要と考えられる。

④個別避難計画の作成を進めましょう
～防災部局と連携して、まずは作ってみましょう
(だんだんと良いものにしていきましょう)～

個別避難計画の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等を実施するための計画
- これまで取組指針^(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府（防災担当）

対象者

○ 高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成

○ 市町村が作成に努める（努力義務）ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成
※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成
※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成
※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記載内容

(氏名、住所等のほか) ○ 避難支援等を実施する者 ○ 避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※) 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○ 適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

注）個別避難計画情報：個別避難計画に記載し、又は記録された情報

○ 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等^(※)の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

(※) 避難行動要支援者本人等：①避難行動要支援者本人と
②支援をする避難支援等実施者

個別避難計画のイメージ

町個別避難計画

避難行動要支援者

個別避難計画に記載された情報（計画情報）は、必要に応じて裏外や裏面を活用して差し支えありません。
 個別避難計画に記載された情報（計画情報）は、避難支援等の実施に必要な限度で消防や警察等の避難支援等関係者に提供されることとなります。
 計画に記載された情報の一部だけを消防や警察等の避難支援等関係者に提供することも可能です。
 提供先では必要以上に共有することがないようにするなど、情報漏洩の防止などの対応に努めています。

ふりがな	ばんどう たろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏名	坂東 太郎	<input checked="" type="checkbox"/>	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
住所又は居所*	●●町字◆◆23番地	避難するときに必要な支援の内容 一緒に避難するときにコミュニケーション支援ボードがあるとよいです。		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234 abcdef@ghijklmail.ne.jp			

※この場所（住所又は居所）での災害リスクは次のとおりです。
 土砂災害 洪水 高潮 津波
 特別警戒区域 20m~
 最寄りの避難できる場所は、土砂災害の場合は●●園、高潮の場合は●●館です。
 「警戒レベル3高齢者等避難」（津波の場合は「避難指示」）が発令されたらすぐに安全な場所に避難！

避難支援等実施者

避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。
 また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。
 避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載することも可能です。

ふりがな	ふくし うめこ	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	できること	対応できる状況
氏名又は名称	福祉 梅子	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 避難情報の伝達 <input type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input type="checkbox"/> 避難先に一緒に行く <input checked="" type="checkbox"/> その他 <small>※具体的に書いてください メールやFAXで、避難しているかを確認</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 台風や大雨など <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input checked="" type="checkbox"/> その他(高潮、噴火など)
住所又は居所	●●町字◆◆35番地			
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-5678			

ふりがな	しかくしかくじちかい	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	できること	対応できる状況
氏名又は名称	◆◆自治会	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 避難情報の伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input checked="" type="checkbox"/> 避難先に一緒に行く <input type="checkbox"/> その他 <small>※具体的に書いてください 平素からの挨拶、声かけ、簡易的な避難訓練</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 台風や大雨など <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> その他(高潮、噴火など)
住所又は居所	●●町字◆◆78番地			
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891			

1名や1団体でも問題ありません。3以上の場合、欄を増やしたり、裏外や裏面を活用してください。

避難先・避難経路・その他

避難経路は災害時にとることが予定される経路を書いてください。
 災害の状況によっては、記載のとおり避難できない場合もあります。
 その場合は、当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更してください。

避難先	避難経路	その他
自宅の居間（※屋内安全確保の場合） ◆◆公民館（※立退き避難の場合）	自宅 → 町道●号線を渡る → ◆◆公民館 <small>（道路をはさみ自宅内へ）</small> ※自宅前に流雪溝があります。 雪が積もっている時季には見えにくいので、 気を付けてください。	玄関先に必要なお薬を入れている非常用持ち出し袋を準備しているので、 忘れず持ち出すことができるよう、 みんなで声をかけあいましょう。

秋田県男鹿市の例

作成（更新）日：令和 年 月 日

私のひなん計画

ひなんする人

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名		年齢	歳
住所		ひとりで玄関まで出られますか？	
電話番号 (自分と家族)		1 出られる 2 出られない	

ひなんの支援者

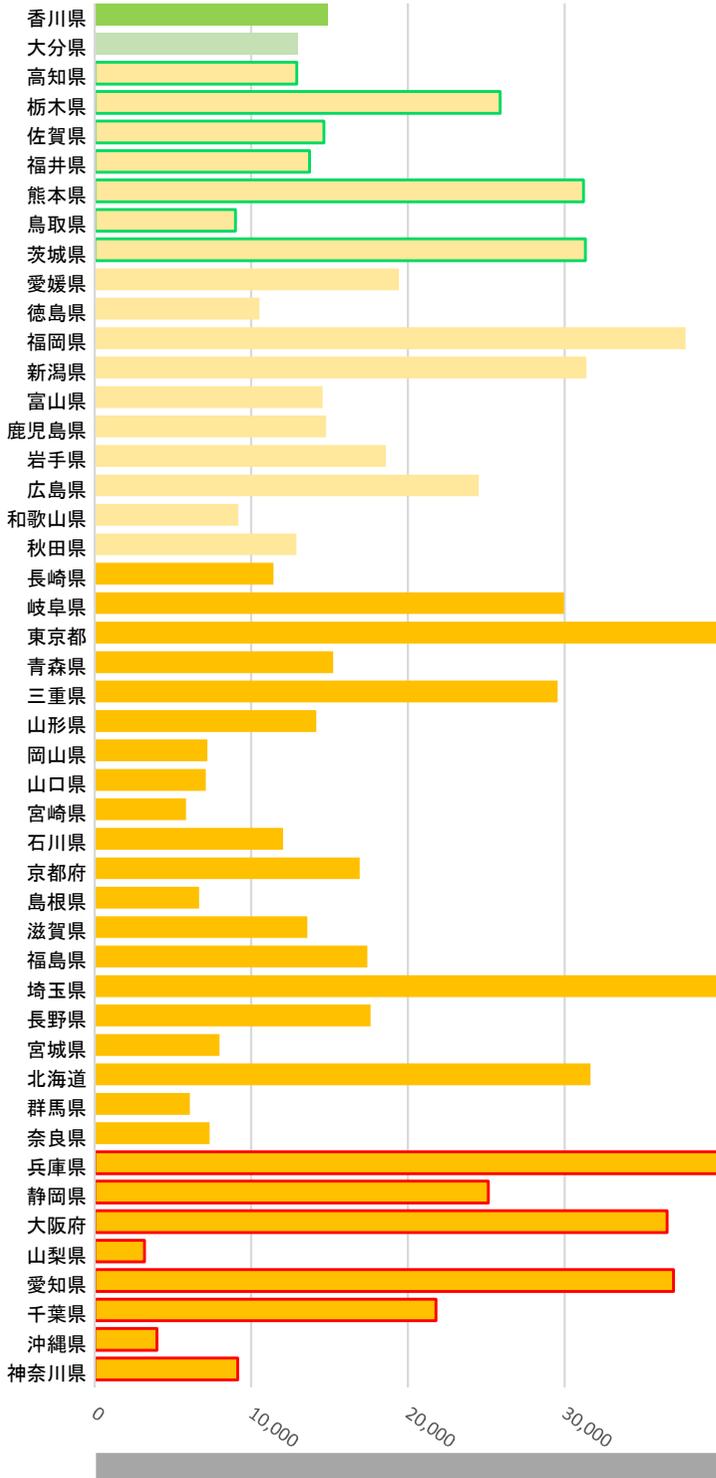
ふりがな		できること
氏名		<input type="checkbox"/> ひなんしているかの確認 <input type="checkbox"/> ひなん先に一緒に行く <input type="checkbox"/> その他※具体的に書いてください
住所		
電話番号		
ふりがな		できること
氏名		<input type="checkbox"/> ひなんしているかの確認 <input type="checkbox"/> ひなん先に一緒に行く <input type="checkbox"/> その他※具体的に書いてください
住所		
電話番号		

ひなん先・ひなん経路・現地確認日

ひなん先	ひなん経路	現地確認日
		令和 年 月 日

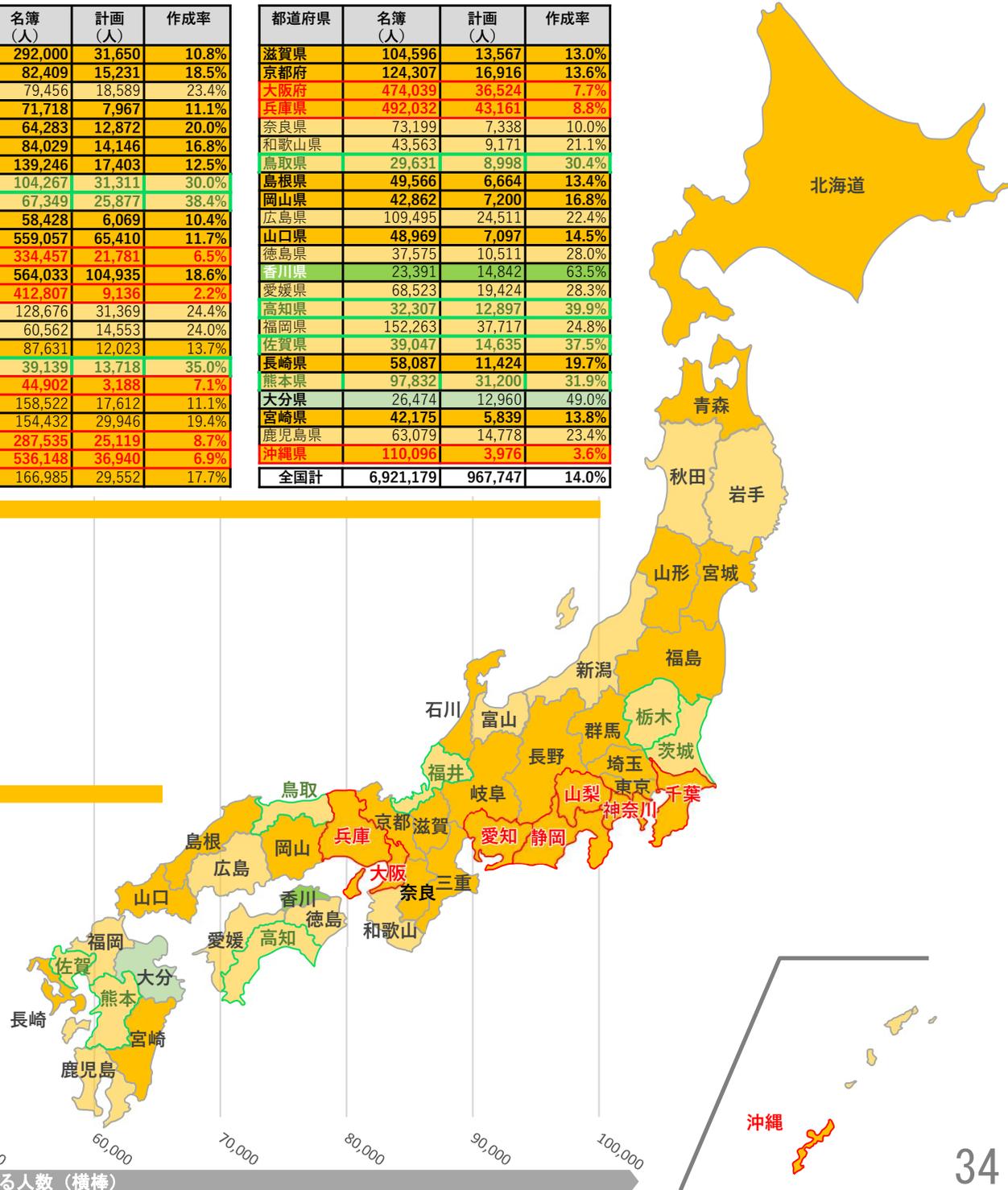
都道府県ごとの個別避難計画の作成状況

令和7年4月1日現在



都道府県	名簿 (人)	計画 (人)	作成率
北海道	292,000	31,650	10.8%
青森県	82,409	15,231	18.5%
岩手県	79,456	18,589	23.4%
宮城県	71,718	7,967	11.1%
秋田県	64,283	12,872	20.0%
山形県	84,029	14,146	16.8%
福島県	139,246	17,403	12.5%
茨城県	104,267	31,311	30.0%
栃木県	67,349	25,877	38.4%
群馬県	58,428	6,069	10.4%
埼玉県	559,057	65,410	11.7%
千葉県	334,457	21,781	6.5%
東京都	564,033	104,935	18.6%
神奈川県	412,807	9,136	2.2%
新潟県	128,676	31,369	24.4%
富山県	60,562	14,553	24.0%
石川県	87,631	12,023	13.7%
福井県	39,139	13,718	35.0%
山梨県	44,902	3,188	7.1%
長野県	158,522	17,612	11.1%
岐阜県	154,432	29,946	19.4%
静岡県	287,535	25,119	8.7%
愛知県	536,148	36,940	6.9%
三重県	166,985	29,552	17.7%

都道府県	名簿 (人)	計画 (人)	作成率
滋賀県	104,596	13,567	13.0%
京都府	124,307	16,916	13.6%
大阪府	474,039	36,524	7.7%
兵庫県	492,032	43,161	8.8%
奈良県	73,199	7,338	10.0%
和歌山県	43,563	9,171	21.1%
鳥取県	29,631	8,998	30.4%
島根県	49,566	6,664	13.4%
岡山県	42,862	7,200	16.8%
広島県	109,495	24,511	22.4%
山口県	48,969	7,097	14.5%
徳島県	37,575	10,511	28.0%
香川県	23,391	14,842	63.5%
愛媛県	68,523	19,424	28.3%
高知県	32,307	12,897	39.9%
福岡県	152,263	37,717	24.8%
佐賀県	39,047	14,635	37.5%
長崎県	58,087	11,424	19.7%
熊本県	97,832	31,200	31.9%
大分県	26,474	12,960	49.0%
宮崎県	42,175	5,839	13.8%
鹿児島県	63,079	14,778	23.4%
沖縄県	110,096	3,976	3.6%
全国計	6,921,179	967,747	14.0%





個別避難計画の有効性

高齢の方や障害のある人などのうち自ら避難することが困難な方について、個別避難計画を作成し、作成した計画に基づき訓練を実施していた。**令和4年9月に台風第14号が接近した際には、計画作成を通じて事前に決めていた福祉避難所にスムーズに避難することができた。**

地域の関係者や福祉専門職が集まり地域調整会議を開催し、**みんなで情報を共有して話し合っ**て一緒に個別避難計画を作成したことが、**地域の実情を踏まえた実効的な個別避難計画に役立った。**また、地域調整会議は、避難行動要支援者の避難等を**支援して**くださる方を見い出すことにもつながった。さらに、個別避難計画の作成に**本人のことをよく知る福祉専門職の参画を得ることで、避難先の福祉避難所である社会福祉施設と噛み合った調整を行うことができるようになり、実効的な個別避難計画を作成できた。**

【台風第14号（令和4年9月18日）】（黒潮町 20代 男性 町役場職員）



地域の関係者が集まり計画を作成するようす



支援者と避難するようす（訓練）



津波避難タワーへの避難のようす（訓練）



簡易に実施できる 避難訓練「ひなんさんぽ」

計画の実効性を高めるにあたり、訓練を提案したが、ハードルが高く捉えられてしまい、実施に至らなかった。（課題）

訓練というと、多大な労力がかかるイメージだったので、**名称を親しみやすく**したうえで、**内容を、計画上の避難施設まで移動する事に限定した「ひなんさんぽ」**を提案した。（取組の方針や内容）

やってみたくなる取組のため、複数の地域が実施し、**「ひなんさんぽ」の実施中に雑談するなどのコミュニケーション**が生まれ、気づいた事があれば、計画を修正するなど、実効性の確保に繋がった。（取組の成果・結果）

訓練という形式に拘らず、個別避難計画の制度上、一番重要な、実効性の確保にポイントを限定したうえで、**要支援者が参加したいと思える**取組としたこと。（成果が得られた理由）

（愛知県岡崎市）



「ひなんさんぽ」のようす



「令和7年度個別避難計画推進全国協議会」の開催について

1. 趣旨

近年の自然災害の頻発化と激甚化を受け、高齢の方や障害のある方などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、避難の際に支援が必要な避難行動要支援者について、災害に備え平時から個別避難計画を作成することが、令和3年の災害対策基本法の改正において市町村の努力義務とされた。個別避難計画作成の取組を進めるには、対象者である要介護の高齢の方や障害のある方のことをよく知る福祉や保健などの関係者の参画を得て、自治会などの地域活動の担い手に協力をいただくとともに、関係者の間で防災に関して共通の認識を持ち、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る情報の提供を受け、協力が可能となるよう、顔の見える関係性を構築し、関係団体間で知見の共有を図り、それぞれの役割について理解を深めるため「個別避難計画推進全国協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。

2. 構成団体・オブザーバー一覧

【構成団体】

- (社福) 全国社会福祉協議会
- 全国自治会連合会
- 全国保健師長会
- (一社) 日本介護支援専門員協会
- 日本障害フォーラム
- (公財) 日本消防協会
- (NPO法人) 日本相談支援専門員協会
- (一財) 日本防火・防災協会

【オブザーバー】

- 全国知事会、全国市長会、全国町村会

3. 令和7年度個別避難計画推進全国協議会の様子



令和8年1月8日開催。内閣府より、都道府県単位、市町村単位の団体や組織へ本会議の内容をフィードバックいただき、個別避難計画作成に向けた機運の醸成を図っていただくよう要請。

みなさまが個別避難計画の作成により取り組みやすくなるために

- できることから、できる方法で、まず、行動してみましよう。
- 個別避難計画の作成に取り組む庁内・庁外の連携体制や様式等、そして、作成した一つ一つの計画の内容は、最初から100点満点である必要はありません。
- うまくいったことや、うまくいかなかったことなどの経験や地域の実情などを踏まえて、少しずつ体制や様式等の改善、そして、記載内容の充実へと、だんだんと良いものにしていきましょう。
- 優先度は、できるだけ早期に作成するための手段であり、優先度を考えること自体が目的ではないので、あまりとらわれないようにしましょう。
- 避難行動要支援者名簿に記載等されている方は、全員、等しく優先度が高いと整理することや、ノウハウを蓄積するために、試行的な取組をすることは、問題ありません。まずは、作成への一歩を踏み出してみましよう。
- 避難支援等実施者は、その負担を考慮して、複数で役割を分担することもよいことでしょう。また、今は記載等できなくても、今後の調整の中で、段階的に記載等していくことも考えられること、そして、個人でなく、福祉事業所やボランティア団体、自主防災組織や自治会などの組織や団体も考えられることを思い出してみましよう。
- 現時点で解決できない課題は、一旦、対応を保留し、まずは今できる方法で作成を進めていきましょう。
- 個別避難計画を一つ作成できれば、その経験を元に、反復や応用、発展が可能です。徐々によいものにしていきましょう。
- 避難行動要支援者名簿に記載等されている方全員について5年間で作成することが求められているわけではありません。このような方々のうち、想定されている浸水深が大きいなどのハザードが厳しいところにお住まいである、要介護状態区分が高い、障害の程度が重いなど、優先度が高いとそれぞれの市町村が考えた方について、令和3年から5年程度で作成することをひとまずの目標とすることが示されています。
- 個別避難計画に取り組む目的は、避難の可能性を高めることなので、「作成すること」＝「避難の実効性を高めること」と考えてみてはどうでしょうか。
住んでる場所でどんな災害が起きるのか、また、実際に避難先に行ってみて、避難先がどこかを知ることなどで避難の実効性を高めることができます。
- 個別避難計画は、関係者がみんなでスクラムを組む気持ちで取り組みましよう。
- 困ったことがあったら、ともに個別避難計画に取り組む全国の市町村、都道府県、内閣府などに、相談してみてください。みんなで一緒に考えていきましょう。

